

## 下水道使用料金の賦課漏れに関する調査結果について

令和 7 年 10 月 30 日に第一報をお送りした下水道使用料金の賦課漏れにつきまして、現地調査を完了しましたので、その結果を下記のとおり公表します。

今後は、再発防止のための管理体制を強化し、業務の適正な執行に努めてまいります。

### 1 事案の概要

(1) 発生日時 令和 7 年 8 月 7 日 (木)

#### (2) 概要

平成 24 年度に設置した市営浄化槽の使用者変更の連絡を関係機関から受けて、水道料金システムを確認したところ、当該使用者の下水道使用料金の賦課が行われていないことが判明しました。

この事態を受け、同様の事案が他にも存在する可能性があるため、以下のとおり書類及び現地確認を実施しました。

なお、賦課漏れの使用者に対しては、現地確認の際に謝罪及び説明を行いました。

### 2 確認結果の概要

○調査期間 平成 11 年 4 月から令和 7 年 3 月まで

○対象件数 9,083 件

(市営浄化槽 4,602 件、公共下水道 1,358 件、農業集落排水 3,123 件)

#### ○賦課漏れの状況

|        | 調査結果        | 現地調査前       |
|--------|-------------|-------------|
| 賦課漏れ件数 | 43 件        | 45 件        |
| 未収納額   | 7,074,638 円 | 8,662,723 円 |
| 請求可能額  | 4,160,596 円 | 4,698,518 円 |

※ 1 賦課誤りは、ありませんでした。

※ 2 地方自治法第 236 条(金銭債権の消滅時効)の規定に基づき、還付・請求可能なのは過去 5 年分までとなります。

### 3 今後の対応

賦課漏れの方に対しましては、個別にご連絡を差し上げたうえで、ご事情を伺いながら納付のお願いをいたします。今後は、再発防止のための管理体制を強化し、業務の適正な執行に努めてまいります。

— 本件に関するお問い合わせ先 —

武雄市まちづくり部下水道課 TEL 0954-23-9118